

～中小企業の人材確保・育成を支援します～ 人材確保等支援事業補助金のご案内（令和5年度）

由布市では、市内中小企業の人材確保と定着化を促進するため、働き方改革を積極的に進めている中小企業者に対し、人材確保・育成に向けた取組に必要な経費の一部を助成します。

＜対象となる事業者＞

次に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者

- (1) 市内に事業所のある法人、市内に事業所及び住所のある個人。
- (2) 次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、大分労働局に届出していること または働き方改革に関する国及び県の認定・認証を受けた又は宣言・登録をしていること。
- (3) 上記(2)の届出が義務付けられている場合、働き方改革に関する国及び県の認定・認証を受けた又は宣言・登録をしていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。



詳細は由布市ホームページ
をご確認ください。

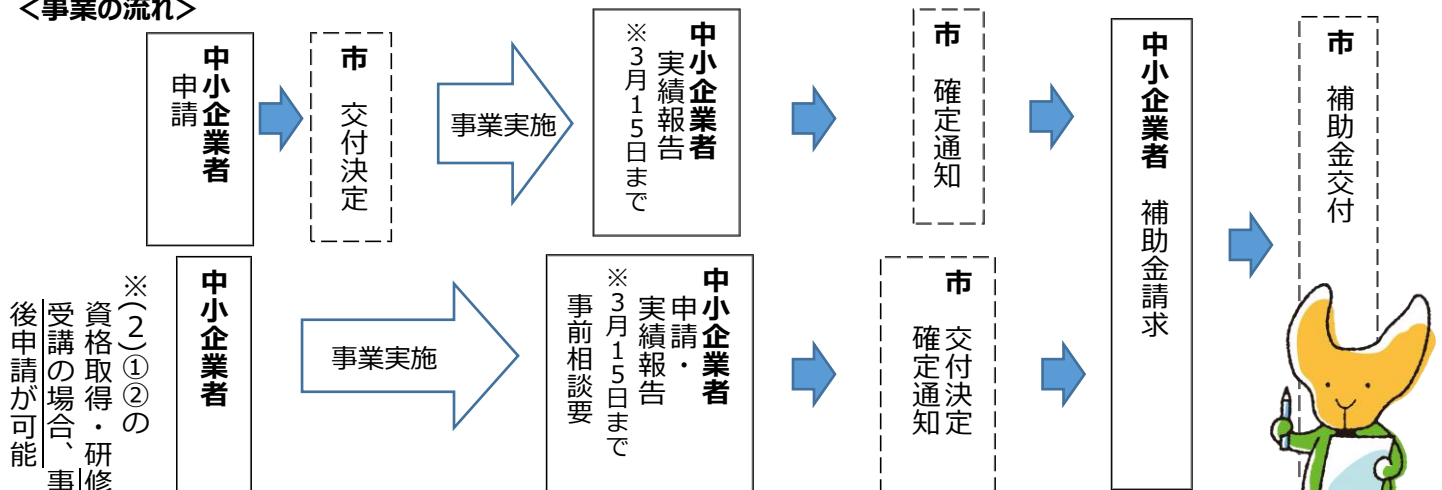
＜対象となる事業＞

1 事業者あたり、申請は次の（１）～（３）のいずれか１回です。

対象事業	補助率・上限額	事業内容
（１）人材確保事業	3/4 以内 1 社あたり上限 2 0 万円	①就職・転職情報サイト等に会社情報を掲載 ②県外の就職関連イベント出展・開催 ③採用に関する自社ホームページの新規作成・改修 ④W e b 説明会・面接ツールの導入 ⑤新規就職者採用に係る人材紹介会社への手数料
（２）人材育成事業	3/4 以内 1 社あたり上限 2 0 万円	従業員を対象とし、業務上必要な能力・技術等の習得・向上に寄与すると認められる ①資格取得 ②研修会等の受講 ③研修会等の開催
（３）外国人材活躍推進事業	10/10 1 社あたり上限 1 0 万円 ※複数の補助対象者が共同で事業を行う場合、上限 2 0 万円	外国人材の安定的な受入れ及び定着に向けた ①外国人材の日本語能力の向上につながる取組 ②外国人材が日本文化や市内の歴史・自然等を体験する取組 ③外国人材と地域との交流を図る取組

＜申請締め切り＞ 先着順（予算がなくなり次第終了）

＜事業の流れ＞



中小企業者人材確保等支援事業補助金

一般事業主行動計画とは・・・

企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。(例：右図)

働き方改革に関する認定等とは・・・

- ・くるみん認定(国) ・ユースエース認定(国) ・イクボス宣言(国、県)
- ・えるぼし認定(国) ・おおいた女性活躍推進事業者表彰(県)

などがあります。詳しくはお問い合わせください。



誰もが働きやすい職場づくりに
取り組む企業を支援します！

(参考)対象経費詳細

別表第2 (第5条関係)

対象事業	事業対象経費の内容	補助率	補助上限額
(1) 人材確保事業	ア 就職・転職情報サイト等への掲載費用 イ 県外の就職関連イベント出展料、イベント開催時に必要な用品の購入、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料 ウ 採用情報を発信するための自社ホームページの新規作成又は改修を外注する際の費用 エ Web説明会・面接ツールの導入を行うための導入費用 オ 新規就職者採用に係る人材紹介会社への手数料		
(2) 人材育成事業	ア 資格取得のための講習会への参加費、受験料(受験手数料)、登録免許料、交通費及び宿泊費 イ 研修を受けるための受講料、教材費、交通費及び宿泊費 ウ 研修会等を実施するための会場借上料 エ 研修会等を招聘する講師の謝金、交通費及び宿泊費 ※交通費及び宿泊費のみを申請する場合は対象外 ※飲食代は対象外 ※交通費は公共交通機関の利用に係る費用に限る。	4分の3以内	20万円
(3) 外国人材活躍推進事業	講師の謝金及び交通費、原材料・消耗品費、印刷製本費、役務費(通信運搬費、保険料等)、委託費、使用料及び賃借料	10分の10	10万円 ※複数の補助対象者が共同で事業を行う場合、20万円

モデル計画A：育児をしている社員が多く、いろいろなニーズのある会社

行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日までの 年間
2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 令和 年 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標2：令和 年 月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和 年 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 年 月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知